

議案第 2 1 号

三田市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年 8 月 2 3 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市立幼稚園条例の一部を改正する条例

三田市立幼稚園条例（昭和39年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「2年以内」を「3年以内」に改める。

第5条を次のように改める。

（保育料）

第5条 保育料は、0円とする。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市立幼稚園条例第5条の規定は、施行日以後の保育に係る保育料について適用し、同日前の保育に係る保育料については、なお従前の例による。